

2021年度 第2号 機関紙いちかわ

全日本自治団体労働組合 市川市職員組合 市川市八幡4-2-1 TEL:047-334-1111 内線 5784・5785 FAX:047-333-4522

2021年11月9日(火) 発行

発行責任者 須賀 悟

編集責任者 遠藤 雅俊

2021年度 賃金労働条件確定要求書を提出

【要求書の提出】

令和3年度の人事院勧告が、8月11日に行われました。人事院勧告は例年8月頃に公務員給与と民間給与の較差は正や労働条件の変更等を勧告するものです。今年度の主な勧告内容は「月例給については、較差が非常に小さいことから改定なし。一方、特別給(ボーナス)に関しては、民間の支給割合(民4.32カ月、公4.45カ月)を0.13カ月上回っていることから、0.15カ月引き下げを行う勧告がなされました。

その勧告を受け、組合としては、アンケート結果や執行役員(組合員)からの意見を元に2021年度確定要求書を作成し、10月25日に要求書を総務部長に提出しました。本来であれば、より組合員の声を届ける為に、要求内容について代議委員会で報告・承認を得た後、提出・交渉を行っていますが、コロナ禍の影響により開催が難しい状況となっているため、意見聴取の機会が減り、より身近な要求が出来なかったことに対し、大変申し訳なく思います。今後は、コロナが収束次第、要求書提出前に代議委員会を開催するよう進めてまいります。

【交渉について】

11月5日に第1回確定要求交渉を行いました。昨年の特別手当の引き下げでは、夏季特別休暇を8日から10日(夏休12日※2日年休使用による)にするという内容で合意しましたが、本年については、下げ幅が大きく、職員の生活環境に影響を及ぼすことから、①人事院勧告どおりに引下げを行わないこと、②手当の新設や既存手当の増額をすること、③新たな休暇制度を設けること、を要求しました。

当局から引き出した回答としては、①災害応急作業等手当を引き上げる、②夏季特別休暇を前年同様に10日とする、③アニバーサリー休暇の新設、の3点です。組合としては、上記の内容では合意に至らないと当局に申し出し、再度交渉を行うことを約束し、第1回目の交渉を終了しました。第2回目の交渉では、金銭の引き下げの代替については手当など金銭面で対応することについて、引き続き要求行う予定です。今後の合意については、組合員皆様がより良い年末を迎えられるよう、執行部一同で交渉してまいりますので、一任をしていただきたくお願い申し上げます。今後ともご理解とご協力をお願い致します。

2021年10月25日

市川市長
村越 祐民 様

市川市職員組合
執行委員長 須賀 悟

市川市現業評議会
議長 二瓶 光司

日々、市民生活の向上にご尽力されていることに対し、心より敬意を表します。
さて、2021年度賃金労働条件確定要求書を提出いたしますので、職員の生活と労働条件を改善するために、誠意ある回答を11月5日までに文書でお願いいたします。

2021年度賃金労働条件確定要求書

1. 労使関係について
(1) 勤務労働条件の変更に関しては、十分な労使交渉・協議と合意に基づき行なうこと。
(2) 政策の決定や変更にあたって、既に労使合意している事項や勤務労働条件に影響を与える恐れがある場合は、事前に労使協議を行うこと。
2. 2021年度賃金改定について
(1) 組合員の生活を維持・改善する観点から、給与及び一時金支給割合の改善をはかること。
(2) 地域手当について、特別区を含めた近隣自治体との均衡を図り、改善すること。
(3) 通勤手当について、実態と利便性を考慮した経路での額を認めること。
3. 新型コロナウイルス感染症対策について
(1) 勤務労働条件の変更を伴う感染防止対策や、職員の応援・派遣を行う場合には、組合と事前に協議し、合意のうえ十分な周知期間を設けてから実施すること。
(2) 市民と直に接する窓口職場や現場職員に対しては、特に細心の感染予防対策を講じること。
(3) 新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種を行うことについて、市当局の職域接種を受けた職員が、希望時に速やかに予防接種を受けられるよう、ワクチンの確保をすること。
4. 再任用制度、定年延長について
(1) 定年延長制度の導入について、令和5年度の制度実施に向けて、制度設計段階において協議または交渉を行うこと。
(2) 再任用を希望する職員に対しては、確実に職場を確保すること。
(3) 再任用職員の生活の維持・向上のため、給与の改善をはかること。
5. 民間委託について
(1) 民間委託については、これまでの労使合意を踏まえ、労使ルールを適切に遵守すること。
また、民営化の提案に際しては、安易な経費削減や人員削減を追求するのではなく、市民サービスの低下につながらないよう公共サービスの必要性を十分精査したうえで提案を行うこと。

(2) 民間委託、民営化にあたっては受託者等に対し労働基準法など法令遵守を義務づけること。

6. 時間外労働について

- (1) 管理職は、業務内容を把握するとともに、職員の勤務時間及び勤務状況を正確に管理し、労働基準法を遵守すること。
- (2) 時間外勤務については、実際に勤務した時間で記録を行い、サービス残業を絶対にさせないこと。
- (3) 週休日の振替制度を濫用しないこと。所属長が事前に振替日を指定せず出勤させた時は、時間外（職員が希望をした場合は、代休での対応も可）にすること。
- (4) 時間外勤務の縮減について組織的課題として取り組むこと。特に1年を通じて時間外勤務が多い職場（45時間/月、360時間/年）については、時間外勤務が増大している原因を調査・検証するとともに、人員増等、何らかの対応を早急に行うこと。

7. 人員の確保について

- (1) 令和3年度、定員管理方針の改定が行われたことから、適正な業務量の把握だけでなく、年次休暇の取得状況や時間外勤務の状況等も考慮したうえで、各職場に見合った職員の適正な配置を行うこと。また、法令や国等が定める有資格者数や職員数の基準を充足していない職場については速やかに補充、増員を行うこと。
- (2) 2019年度確定要求の回答で、「正規職員の採用は一定の時間を要する」とのことから、年度途中で欠員が生じた場合は、迅速に代替職員として会計年度任用職員を採用し、一定の時間後に正規職員を採用すること。
- (3) 新たに事業を開始、拡大する場合は必要に見合った職員を配置すること。

8. 労働安全衛生について

- (1) 各職場の安全衛生委員会を必ず月1回開催し、不適切な環境があれば速やかに改善できるよう、必要な予算措置を行うこと。
- (2) 職員が健康でいられるよう、有給休暇取得率の向上を目指し、夏休の完全取得ができるよう職場環境の改善に努めること。
- (3) 職場のメンタルヘルス対策を充実させるとともに、職場復帰については職場全体で取り組む体制とし、病休者や職場への支援を充実させること。
- (4) パワハラ、セクハラ、カスハラなどのハラスメント対策を充実させ、防止に努めること。また、行為者については厳格に対応を行うことができるよう、制度制定を行うこと。

9. 職員の働き方について

- (1) 新庁舎のフレストップ窓口など、新庁舎の運用については引き続き検証を行い、現場の意見を取り入れ改善を続けること。
- (2) 働き方改革の観点から、テレワーク勤務体制のさらなる充実や、時差出勤制度の確立を行うなど、職員が柔軟に職務を行うことができるよう勤務体系の整備・拡充を行うこと。
- (3) 職員アンケートを行い、売店・自動販売機の販売商品のさらなる充実を行うこと。
- (4) テレワーク勤務時間内の光熱費や電話代等について、手当を支給すること。
- (5) 人事院勧告の「公務員人事管理に関する報告」に基づき、メンタルヘルスに関する職員研修や、不妊治療休暇の導入を行うこと。
- (6) ログチャットについて、勤務時間外での利用方法について見直しを図ること。
- (7) 第二庁舎に、職員数に対し適正な休憩スペースを確保すること。
- (8) 課の執務室が分散されている場合には、特定のグループに負担が偏らないよう、適宜執務

環境のチェックを行うこと。

- (9) 少子高齢化社会を踏まえ、業務を複数人で担当することを標準化することで、育児休業や介護休暇を取得しやすい職場環境を整えること。
- 10. 人事評価制度について
 - (1) 担当課長・主幹は責任をもって調整・評価をし、被評価者が納得できるよう丁寧に説明を行うこと。
 - (2) 現行の人事評価制度の問題点を明らかにし、見直しをすること。
 - (3) 人事評価について、全職員に対して研修を実施すること。

11. 公用車について

職員の公用車運転の実情について把握し、不公平感が生じないよう措置を講ずること。

12. 現業職について

- (1) 市民サービスを提供するため、現業職員の技術の継承ができるよう定年延長を踏まえた勤務労働条件及び人員の定数化について協議し、職場の活性化を図ること。また、必要な職場には新規採用を行うこと。
- (2) 現在、第二グループに位置付けられている職場について、再度検証を行い必要な職場については、第一グループとして位置付けること。
- (3) 現業職員の労働条件の変更については、事前協議制を遵守し、労使合意が前提であることを踏まえ、協議・交渉を行うとともに、労使合意された事項に関しては、協約を締結すること。
- (4) 災害時に現業職員を活用すること。併せて、適切な対応が取れる体制を構築すること。

以上

【市川市職員組合のホームページへのログイン情報】

URL : <https://www.ichikawa-shishoku.jp/>

<組合員サイトへのログイン>

ユーザ名 (ID) : ichikawashisyoku

パスワード (PW) : 5784



左記のQRコードを読み取っていただくと、市川市職員組合のサイトを表示できます。

職員組合からのお知らせ

市川市職員組合事務所移転のお知らせ

11月1日より、市川市職員組合事務所が下記のとおり移転しましたのでお知らせいたします。ご連絡が遅くなり、組合員の皆様にはご迷惑をお掛けしまして申し訳ございませんでした。

今後とも宜しくお願い致します。

新住所：〒272-0026

市川市東大和田 1-2-10

市川市分庁舎 C 棟 2 階

新内線番号：3410・3411

直通電話：047-711-2796

FAX番号：047-711-2797

